平成２９年（フ）第１１２号
高知市介良乙1000番地35
債務者　宮岡　昌李
1　決定年月日時　平成29年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１３７号
高知市西秦泉寺231番地　和幸マンション202号
債務者　門田　英二
1　決定年月日時　平成29年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１７号
北海道空知郡上砂川町字上砂川３番地16（朝駒３条１丁目２番２－24号）
債務者　安達　満子
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２９年（フ）第６８号
北海道中川郡豊頃町茂岩本町134番地１　第113号
債務者　金山　大幹
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第７２号
北海道帯広市西10条南16丁目２－４　クラッシーＩ205号室、住民票上の住所北海道広尾郡広尾町字野塚９線38番地の１
債務者　林　　朋弘
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第７６号
北海道帯広市西６条南33丁目33番地
債務者　新田　博明
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第３９号
福島県会津若松市居合町13番１号　県営住宅１棟26号、住民票上の住所福島県会津若松市門田町大字黒岩字嫺竹ケ丘13番地の１　県営青木団地48棟６号
債務者　齋藤　律子
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第４５号
福島県大沼郡会津美里町字新町333番地　星の子ハイツ205号室、前住所福島県南会津郡南会津町田島字寺前甲2892番地１
債務者　星　　明美
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第７３号
群馬県太田市堀口町195番地１
債務者　坂口　正憲
1　決定年月日時　平成29年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第６６号
兵庫県西脇市比延町267番地
債務者　森脇　節子
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第３２号
山口県宇部市大字車地24番地
債務者　吉冨　正博
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第４８号
香川県丸亀市中府町２丁目５番６号
債務者　宮本　　保
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第４９号
香川県丸亀市中府町２丁目５番６号
債務者　宮本　**靜**子
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第５４号
香川県坂出市林田町3318番地９
債務者　児戸　尚生
1　決定年月日時　平成29年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１０８号
長崎県長崎市小峰町11番９－702号
債務者　井上フミ子
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７７号
青森県八戸市石堂１丁目28番６号　コスモハイツＣ－103、前住所青森県三戸郡五戸町大字切谷内字切谷内村62番地１
債務者　佐藤　　司
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係